

「ワнтаймやまの保険」(傷害保険) 重要事項説明書 <新規申込>

契約概要

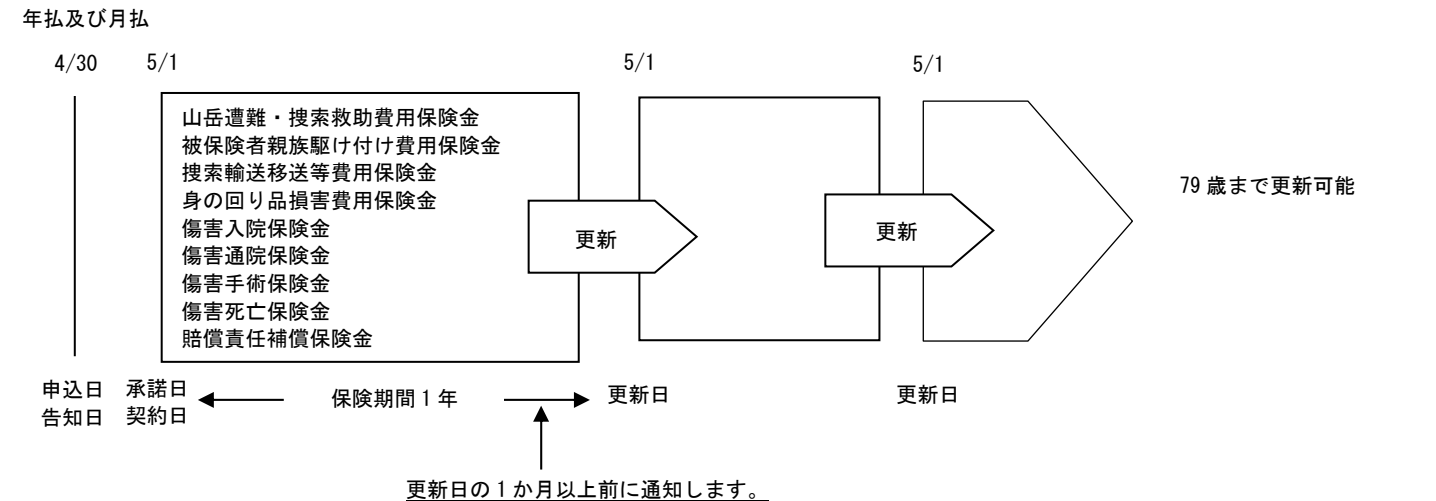
本書面は、お客様に保険の内容を理解していただくために必要な事項を記載した「契約概要」です。当社の保険は、この「契約概要」と後に記載のある他社とは異なる注意すべき点を記載した「注意喚起情報」の内容をご承頂いた上で、保険契約を締結する仕組みになっておりますので、必ず、確認・了承して頂いてからのお申込をお願いいたします。

※本書面は、契約者及び被保険者は、確認・了承しているものになりますので、ご不明点などがある場合は必ずご契約前にご連絡ください。

※本書面は、保険契約に関する全ての内容を記載するものではありませんので、「普通保険約款」も必ずご確認ください。また普通保険約款別表等の表記については、保険約款をご確認ください。

1. 商品の仕組み
- 当保険の保険期間は1年間です。但し、期日払（保険期間は1日～29日）の場合に限り、指定した期間が保険期間となります。なお、期日払以外の場合は、保険契約者からお申出がない限り、保険契約は1か月以上前に保険契約者に通知した後に更新されます。保険金の支払対象と支払内容については、「3. 補償内容」をご確認ください。

◇しくみ図（当社が承諾した日が契約日になります。当日申込で当日が契約日になる場合は、当社が当日に承諾します。）



3. 補償内容

1) 補償に関する支払事由は次のとおりです。

補償	支払事由
山岳遭難・捜索救助費用保険金	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認定され、実施された山岳遭難・捜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等 2. 被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3. 被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等
被保険者親族駆け付け費用保険金	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1. 被保険者親族の現地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した1往復分の運賃をいい、被保険者親族2名分を限度とします。なお、被保険者の死亡または行方不明の場合にて駆け付ける際も同様とします。 2. 現地(注)および現地までの行程における合理的かつ妥当な被保険者親族のホテルおよび旅館等の宿泊料をいい、被保険者親族2名分を限度、被保険者が発見された日を含む3日(具体的には2泊3日とします。以下、同様。)を限度、かつ被保険者親族1名につき14日(具体的には13泊14日とします。以下、同様。)を限度とします。また、被保険者親族1名の宿泊料は1日当たり最大1万円を限度とします。 (注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 3. 被保険者が既に死亡している場合または被保険者親族が駆け付けている最中に死亡が確認された場合は、被保険者の死亡が確認された日を含む3日を限度とします。 4. 行方不明で不明のまま捜索が打ち切られた場合は、14日が限度です。打ち切り後遺体発見等で死亡が確認された場合は、確認日を含む3日が追加されます。行方不明で14日が過ぎても捜索が継続され、発見、死亡が確認された場合も3日が追加されます。 5. 被保険者親族が、現地(注)において負担した公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した運賃、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等として、免責額に影響なく全てを合わせて1万円を支払います。ただし、被保険者の親族が2名駆け付けたとしても1万円の支払とし、また現地が被保険者の親族の生活圏(国土交通省の基準である地方生活圏 30 km以下)としている地域の場合は保険金の支払対象にはなりません。 (注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 6. 外国人が被保険者の場合は、親族駆け付け費用が付保されている場合は、日本国内における上記1から上記5いずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。
捜索輸送移送等費用保険金	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1. 死亡した被保険者を現地(注)から保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所に輸送するために実際に要した遺体輸送。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に輸送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送費用を限度とします。 2. 治療を継続中の被保険者を保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所、日本国内の病院または日本国内の診療所へ実際に負担した移送(治療のため医師または職業看護婦が付き添う費用も含みます。)。ただし、被保険者が負担することを予定していた居住地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した片道分の運賃は、移転費の額から差し引きます。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に遺体輸送または移送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送または移送する費用を限度とします。 (注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。
身の回り品損害費用保険金	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故(普通保険約款別表 3)によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害の修理費用といった諸費用に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、価額(保険価額ではありません。)が30万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、靴等です。
傷害入院保険金	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故(普通保険約款別表 3)を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故(普通保険約款別表 3)による傷害の治療を目的とする入院 2. 医療法に定める病院または診療所における入院 3. 2日(1泊2日)以上の継続した入院
傷害通院保険金	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故(普通保険約款別表 3)を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為または例外的医療行為にあたる往診
傷害手術保険金	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故(別表 3)による傷害の治療を直接の目的とする手術 2. 医療法に定める病院または診療所において受けた手術 3. 傷害入院保険金の支払が伴う手術
傷害死亡保険金	被保険者が、責任開始日以後に日本国内で発生した不慮の事故(普通保険約款別表 3)を直接の原因として、次のいずれかで死亡したとき 1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき 2. 被保険者が傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
賠償責任補償保険金	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次の1および2に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が他人(注1)の身体の障害(注2)または他人(注1)の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して賠償責

	任補償保険金を支払います。 1. 被保険者 および 被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不慮の事故 2. 被保険者 および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保険証券記載の住居敷地内の動産を含みますの所有・使用または管理に起因する不慮の事故 (注1) 本約款においては、第2条 被保険者およびその範囲に定める被保険者以外の者をいいます。 (注2) 本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。
--	--

2)「ワнтаイムやまの保険」(傷害保険)の商品毎の補償内容は次のとおりです。

名称		ケガ充実セット	ケガ重点セット	レスキュー重点保険	ケガ充実セット +賠償責任補償	ケガ重点セット +賠償責任補償	レスキュー重点 保険 +賠償責任補償
山岳遭難・捜索救助費用保険金		最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)
被保険者親族駆け付け費用保険金		最大 50 万円 (免責 5 千円)	最大 50 万円 (免責 5 千円)	最大 50 万円 (免責 5 千円)	最大 50 万円 (免責 5 千円)	最大 50 万円 (免責 5 千円)	最大 50 万円 (免責 5 千円)
捜索輸送移送等費用保険金		最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)	最大 300 万円 (免責 3 万円)
身の回り品損害費用保険金		最大 10 万円 (免責 1 千円)	最大 10 万円 (免責 1 千円)		最大 10 万円 (免責 1 千円)	最大 10 万円 (免責 1 千円)	
傷害入院保険金		日額 10,000 円	日額 2,000 円		日額 10,000 円	日額 2,000 円	
傷害通院保険金		日額 2,500 円	日額 500 円		日額 2,500 円	日額 500 円	
傷害手術保険金		一律 5 万円	一律 5 万円		一律 5 万円	一律 5 万円	
傷害死亡保険金		100 万円	30 万円	30 万円	100 万円	30 万円	30 万円
賠償責任補償保険金					最大 1,000 万円 (免責 3 万円)	最大 1,000 万円 (免責 3 万円)	最大 1,000 万円 (免責 3 万円)
保険料	期日払	622 円～1,081 円	295 円～507 円	142 円～246 円	684 円～1,191 円	357 円～617 円	204 円～356 円
	月払	1,100 円	520 円	250 円	1,210 円	630 円	360 円
	年払	13,200 円	6,240 円	3,000 円	14,520 円	7,560 円	4,320 円

4. 免責(保険金が支払われない場合)

免責は次の通りです。なお、地震、噴火または津波は免責となっていますが、保険金の支払が免責された被保険者数が本保険契約の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じて保険金の全額またはその一部を削減して支払います。

山岳遭難・捜索救助費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害または泥酔の状態を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助
被保険者親族駆け付け費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注) (注)重大な過失の例としては、気象庁が火山、海上、洪水、台風、なだれ等の警報が発令されている地域、入山規制区域等といった遭難や救助の可能性が予測できる場所に自らの意思で赴き、遭難または救助をもとめること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難または救助を求めるといった損害を被ることをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助
捜索輸送移送等費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注)

	(注) 重大な過失の例としては、気象庁が火山、海上、洪水、台風、なだれ等の警報が発令されている地域、入山規制区域等といった遭難や救助の可能性が予測できる場所に自らの意思で赴き、遭難または救助をもとめること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難または救助を求めるといった損害を被ることをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助、傷害入院および傷害通院による療養 (9) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲、または関節痛等の疼痛でいずれも医師の診察の際に医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問わない。) (10) 被保険者の脳疾患、疾病、妊娠、出産、早産または流産による移送 (11) 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術、または医療行為
身の回り品損害費用 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の薬物依存(普通保険約款別表2) (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害(普通保険約款別表2)を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (11) (8)から(10)までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (12) (10)以外の放射線照射または放射能汚染 (13) 保険の対象の欠陥 (14) 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等 (15) 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害 (16) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故 (17) 保険の対象である液体の流出 (18) 保険の対象の置き忘れまたは紛失 (19) 磁気テープ、磁気ディスク、USBメモリ、SDカード等の持ち運びが容易な記録メディア、またはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害 (20) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 (21) 楽器の音色または音質の変化 (22) 他人から預かっている財物
賠償責任補償保険金	被保険者および生計を共にする同居の親族が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の故意 (2) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の精神および行動の障害(普通保険約款別表2)を原因とする事故 (3) 戦争、その他の変乱 (4) 地震、噴火または津波(注) (注)地震、噴火または津波以外に風水害による同様の問題がある場合は、民法117条において、土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせたときは、その工作物の占有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うこととされ、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは所有者がその損害を賠償しなければならないことと定められています。 (5) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (6) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の日常生活に起因しない、第三者への不法行為となる損害賠償責任 (7) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の職務遂行に直接起因する損害賠償責任および契約上の責任または契約上加重された責任 (8) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の住居等の日常生活に供されている以外の動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (9) 被保険者と生計を共にする同居の親族が起こした一方の他方に対する損害賠償責任 (10) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の使用人が被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の

	事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。 (11) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 (12) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (13) 被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）または被保険者（生計を共にする同居の親族を含む。）の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (14) 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。 （注4）空気銃を除きます。 (15) 日本国外における日常生活で生ずる損害賠償責任
傷害入院保険金 傷害通院保険金 傷害手術保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の薬物依存（普通保険約款別表2） (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害（普通保険約款別表2）を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10) 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。 (11) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。） (12) 日本国外における傷害入院および傷害通院による療養
傷害死亡保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害（普通保険約款別表2）を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱 (8) 地震、噴火または津波 (9) 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 （注1）使用済燃料を含みます。 （注2）原子核分裂生成物を含みます。

5. 特約

- 1) 当該保険契約においての特約は次のとおりです。
商品毎の付保されている特約は、2) にてご確認ください。

特約の種類	補償内容
ア. 指定代理請求人制度に関する特約	被保険者が受取人となる保険金について、特段の事情のために本人が保険金請求できない場合に備え、保険契約者があらかじめ保険金の代理請求者を定めるものです。
イ. クレジットカードによる保険料支払に関する特約	当社が指定するクレジットカードから保険料の払込を行うものです。
ウ. 選択普通死亡保険金等不担保特約条項	傷害死亡保険金および特定重度障害保険金の保険金額の調整する特約です。
エ. 傷害入院保険金不担保特約条項	傷害入院保険金を支払わなくする特約です。
オ. 傷害通院保険金不担保特約条項	傷害通院保険金を支払わなくする特約です。
カ. 傷害手術保険金不担保特約条項	傷害手術保険金を支払わなくする特約です。
キ. 身の回り品損害費用保険金不担保条項	身の回り品傷害入院保険金を支払わなくする特約です。
ク. 山岳遭難・捜索救助費用保険金不担保特約条項	山岳遭難・捜索救助費用保険金を支払わなくする特約です。
ケ. 被保険者親族駆け付け費用保険金不担保特約条項	被保険者親族駆け付け費用保険金を支払わなくする特約です。
コ. 捜索輸送移送等費用保険金不担保特約条項	捜索輸送移送等費用保険金を支払わなくする特約です。
サ. 賠償責任補償保険金不担保特約条項	賠償責任補償保険金を支払わなくする特約です。
シ. 保険証券等の発行に関する特約条項	保険証券の発行を行わない特約です。

- 2) 商品毎の付保されている特約は次のとおりです。

商品名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ
ケガ充実セット（期日払/月払/年払）	●	●	●								●	●
ケガ重点セット（期日払/月払/年払）	●	●	●								●	●
レスキュー重点保険（期日払/月払/年払）	●	●	●	●	●	●	●				●	●
ケガ充実セット＋賠償責任補償（期日払/月払/年払）	●	●	●									●
ケガ重点セット＋賠償責任補償（期日払/月払/年払）	●	●	●									●
レスキュー重点保険＋賠償責任補償（期日払/月払/年払）	●	●	●	●	●	●	●					●

6. 保険料の増額及び保険金の削減

上記3.2)に記載した「ケガ重点セット」又は「レスキュー重点保険」の2種類の補償内容を告知扱にて引受けますが、保険料の増額または保険金の削減をする場合があります。具体的には次のとおりです。

- ・被保険者が、地震、噴火または津波により傷害死亡、特定重度障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術、身の回り品損害費用、山岳遭難・捜索救助費用、被保険者親族駆け付け費用および捜索輸送移送等費用の保険金支払免責事由に該当した場合において、これらの事由より保険金の支払が免責された被保険者数が本保険契約の基礎に及ぼす影響が少なくと認めるときは、当社は、その程度に応じて保険金の全額またはその一部を削減して支払います。
- ・当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険料の増額または保険金額の減額等の契約内容の見直しを行うことができますものとします。
- ・本保険が不採算となり、保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより当社は更新契約を引き受けないことができるものとします。
- ・保険期間中に想定外の収支の悪化が生じ、その影響により保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・保険金の支払いが多発し、保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。
- ・保険期間中に保険料の増額または保険金の減額を行うときは、当社は保険契約者に対し、その内容を直ちに通知します。

注意喚起情報

本内容は、他社とは異なる注意すべき点を記載した「注意喚起情報」です。当社の保険は、「注意喚起情報」の内容をご了承頂いた上で、保険契約を締結する仕組みになっておりますので必ず、確認・了承して頂いてからのお申込をお願いいたします。

※本内容は、契約者及び被保険者は、確認・了承しているものになりますので、ご不明点などがある場合は必ずご契約前にご連絡ください。

※本内容は、保険契約に関する全ての内容を記載するものではありませんので、「保険約款」も必ずご確認ください。

1. 保険契約の申込の撤回

当該保険は、保険期間1年以下のため、保険契約の申込の撤回ができない商品です。

2. 告知義務

当社は、保険契約者・被保険者からいただいた告知内容にもとづいて保険契約の成立または不成立を決めさせていただきますので、正確にご入力ください。

3. 告知が事実と相違する場合

告知いただくことからは、当社ホームページの告知画面に表示します。告知いただく内容について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかった場合や事実と違うことを告知された場合、責任開始日から5年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、それまでお払込みいただいた保険料はお返ししません。たとえご請求が責任開始の日から5年を経過していても、保険金の支払事由が5年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。なお、上記の保険契約または特約を解除させていただく場合以外にも、保険契約または特約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります

4. 責任開始日

当保険の責任開始日は次のようになります。

- 1) 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- 2) 当社は、保険契約の申込を承諾した日が、保険契約上の責任を開始する日であり、契約日になります。
- 3) 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 4) 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発したときに成立するものとします。

5. 支払事由に該当しない場合

次の内容については支払事由に該当しないことを定めています。

【共通】

- ①責任開始期前に発生した不慮の事故を原因とするときは保険金を支払いません。
- ②告知に誤りがあった場合で、その告知と責任開始日以後に発生した不慮の事故に因果関係があれば保険金は支払いません。
- ③保険金の請求において、次に掲げる必要書類が整わない場合は、保険金をお支払いしません。

山岳遭難・捜索救助費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が普通保険約款第3条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者が普通保険約款第3条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金の第1項から第3項に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類 (4) その他当社が普通保険約款第16条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
被保険者親族駆け付け費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が普通保険約款第3条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者親族が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象となる事故に駆け付けたことを証する領収書等の書類 (4) その他当社が普通保険約款第16条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

捜索輸送移送等 費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が普通保険約款第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者親族が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象となる事故に遭遇し、被保険者が普通保険約款第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類、被保険者が普通保険約款第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金の第 1 項から第 3 項に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証する書類、被保険者が死亡または入院に関する輸送または通信等の費用の支出明細書またはその支出を証する書類。 (4) その他当社が普通保険約款第 16 条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
身の回り品損害 費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 事故状況説明書 (3) 損害物の写真 (4) 同行者がいた場合は、その他に証明していただく書類 (5) 傷害を負った日時がわかる医療機関の診療の明細または領収証 (6) 公の機関の事故証明。ただし、盗難による損害の場合は、警察署への盗難届出証明書に限りです。 (7) 保険の対象の損害の程度を証する見積および領収書等の書類 (8) その他当社が普通保険約款第 3 条(保険金の支払)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
傷害入院保険金 傷害通院保険金 傷害手術保険金	(1) 保険金請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による診断書、または領収書および診療明細書 (4) 保険金受取人の戸籍謄本 (5) 保険金受取人の印鑑証明書
傷害死亡保険金	(1) 保険金請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による死亡証明書または死体検案書 (4) 被保険者の除籍謄本または死亡後の戸籍謄本 (5) 死亡保険金受取人の戸籍謄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 住民票の除票
賠償責任補償保険金	(1) 保険金請求書 (2) 当社所定の事故状況報告書 または公の機関が発行する事故証明書 (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担することによって損害を被ったときは、次の①から③に掲げる書類 ① 被害者が死亡した場合は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本 ② 被害者に後遺障害が発生した場合は、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類 ③ 被害者が傷害を被った場合は、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類 (4) 財物の損壊に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注 1) および損害が発生した物の写真(注 2) (注 1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。 (注 2) 画像データを含みます。 (5) その他当社が第 16 条 保険金の請求、支払いの手続きに定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
保険金の指定代理請求	(1) 保険金請求書類 (2) 被保険者の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 被保険者と指定代理請求人の関係のわかる戸籍謄本または抄本 (5) その他特約第 4 条第 1 項の事実を証する公的書類 (6) 被保険者の代理請求に関する念書および指定代理請求人確認書

- ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合は保険金を支払いません。
- ⑤ 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者、保険金受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合は保険金を支払いません。
- ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、以下のいずれかに該当するときは保険金は支払いません。
- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
 - ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは自己の名義を利用させ、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ・ 反社会的勢力を利用していると認められること。
 - ・ 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に関与していると認められること。
 - ・ 他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑦ 当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、本保険契約の存続を困難とする普通保険約款第 27 条と同等の重大な事由があるときは支払いません。
- ⑧ 不慮の事故は、以下に示す厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」による次の項目によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 交通事故	V01-V99
1-1. 交通事故により受傷した歩行者	V01-V09
1-2. 交通事故により受傷した自転車乗員	V10-V19
1-3. 交通事故により受傷したオートバイ乗員	V20-V29
1-4. 交通事故により受傷したオート三輪車乗員	V30-V39

1-5. 交通事故により受傷した乗用車乗員	V40-V49
1-6. 交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員	V50-V59
1-7. 交通事故により受傷した大型輸送車両乗員	V60-V69
1-8. 交通事故により受傷したバス乗員	V70-V79
1-9. その他の陸上交通事故	V80-V89
1-10. 水上交通事故	V90-V94
1-11. 航空および宇宙交通事故	V95-V97
1-12. その他および詳細不明の交通事故	V98-V99
2. 不慮の事故の損傷のその他の外因	W00-X59
2-1. 転倒・転落	W00-W19
2-2. 生物によらない機械的な力への暴露	W20-W49
2-3. 生物による機械的な力への暴露	W50-W64
2-4. 不慮の溺死および溺水	W65-W74
2-5. その他の不慮の窒息	W75-W84
2-6. 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧の曝露	W85-W99
3-1. 煙、火および火災への曝露	X00-X09
3-2. 熱および高温物質との接触	X10-X19
3-3. 有毒動植物との接触	X20-X29
3-4. 自然の力への曝露	X30-X39
3-5. 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露	X40-X49

※3-6 および 3-7 については、項目だけでは事由が判断できないので当保険の表示から除いています。

【山岳遭難・捜索救助費用保険金】

- ①3 万円の免責額が設定されています。
- ②責任開始日以後に日本国内の山岳にて遭難したと警察に認定されたものが対象です。警察の認定がない民間等の捜索救助費用は対象外です。

【被保険者親族駆け付け費用保険金】

- ①5 千円の免責額が設定されています。
- ②被保険者が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象になった場合に保険の対象になります。
- ③被保険者の遭難捜索期間において最大 14 日が対象になりますが、被保険者が見つかった場合は、その日を含み 3 日にて補償が終了します。

【捜索輸送移送等費用保険金】

- ①3 万円の免責額が設定されています。
- ②被保険者が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象になった場合に補償の対象になります。

【身の回り品損害費用保険金】

- ①保険価額が 30 万円以下のものであり、被保険者が所有する日常において携行できる生活用動産に限られます。
- ②次に記載するものは対象になりません。
 - ・ 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リュージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型（ドローンを含みます）およびこれらの付属品
 - ・ コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物
 - ・ 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる布でつくられた製品等
 - ・ 動物および植物
 - ・ 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券および旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物
 - ・ 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物
- ③1 千円の免責額が設定されています。
- ④不慮の事故の事故によって身体への傷害が発生する事由において身の回り品が壊れた場合に対象になります。
- ⑤壊れた物を再調達する保険ではありません。
- ⑥盗難の場合は、必ず盗難として警察に届け出る必要があります。
- ⑦傷害を負った日時がわかる医療機関の診療の明細または領収証や同行者などにご証明いただく場合があります。

【傷害入院保険金、傷害通院保険金、そして傷害手術保険金】

- ①傷害入院保険金、傷害通院保険金、そして傷害手術保険金の支払には、医師の診察においての他覚所見が必要です。具体的には、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により確認できる異常な所見が必要になります。また、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの（原因の如何を問わない。）は支払いの対象にはなりません。
- ②整骨院は、被保険者が救急等で収容された場合で、かつ病床があるものに限られます。整骨院で施術を受けることは対象になりません。

【傷害死亡保険金】

- ①死亡原因に不慮の事故が判定できない場合は保険金の支払にはなりません。
- ②病気を原因とする場合の死亡は支払われません。

【賠償責任補償保険金】

- ①3 万円の免責額が設定されています。
- ②賠償責任補償保険金の支払限度額は、最大 1,000 万円です。少額短期保険業においては、賠償責任補償は発生頻度の低い、低発生率保険と位置付けられており、保険金額の上限は 1,000 万円となっております。なお、当社においては、これまでに 1,000 万円を超える保険事故の発生はございません。

7. 免責事由等の保険金を支払わない場合保険金が削減して支払われる場合
契約概要の免責事由をご確認ください。
8. 保険金が削減して支払われる場合
保険金額が削減して支払われる場合は、次のとおりです。
・保険金の支払いが多発し、保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。
・保険期間中に保険金の減額を行うときは、当社は保険契約者に対し、その内容を直ちに通知します
・当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険金額の減額等の契約内容の見直しを行うことができるものとします。
9. 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効
保険料の払込猶予期間および保険契約の失効は次のように定めています。
・第2回以降の保険料の払込については、月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までを、年払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までを猶予期間とします。なお、期日払の場合は、猶予期間は存在しません。
・猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日をもって効力を失います。これを失効といいます。
・保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、未払込保険料を保険金から差し引きます。
・保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、未払込保険料を保険金から差し引く場合で、請求された保険金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むものとします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、本保険契約は猶予期間満了日の翌日をもって効力を失い、当社は、支払事由の発生により支払うべき保険金を支払いません。
10. 保険料の増額
保険料の増額を行う場合は、次のとおりです。
・保険期間中に想定外の収支の悪化が生じ、その影響により保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより、保険料の増額を行うことがあります。
・保険期間中に保険料の増額を行うときは、当社は保険契約者に対し、その内容を直ちに通知します。
・当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険料の増額等の契約内容の見直しを行うことができるものとします。
・この保険が不採算となり、保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより当社は更新契約を引き受けないことができるものとします。
11. 保険契約者保護機構等について
当社は、生命保険および損害保険の契約者保護機構の資金援助を受けることができる法人ではありません。また、法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約にも該当しません。
12. 苦情のお申出先およびご相談窓口について
下記の当社までご連絡をください。また、当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「一般社団法人 日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。指定少額短期保険業務紛争解決機関では、保険契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。皆様の必要に応じて、下記『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくことができます。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（ホームページアドレス <http://www.shougakutanki.jp>）

TEL 0120-82-1144（通話料無料）FAX 03-3297-0755 受付時間 平日 9：00～12：00、13：00～17：00（祝日・年末年始休業期間をのぞきます）

13. 被保険者における補償の重複
当社において1人の被保険者について、複数の保険契約の引受は行っていないです。つまり医療生命系の商品と損害保険系の商品の2つをお申込みをされた場合は、名寄せを行い、新規のお申込みをお断りしています。
14. 更新時における保険料の計算方法または保険金額等の見直し
・当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険料の増額等の契約内容の見直しを行うことができるものとします。
・この保険が不採算となり、保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより当社は更新契約を引き受けないことができるものとします。

15. 保険契約を引受ける保険金及び保険金額
次の保険期間及び保険金額を引受けます。

- ・保険期間 1年
・補償額

保険業法施行令上の区分	保険業法施行令第1条の6	限度額
山岳遭難・捜索救助費用保険金	第6号(損害保険)	1,000万円
被保険者親族駆け付け費用保険金	第6号(損害保険)	
捜索輸送移送等費用保険金	第6号(損害保険)	
身の回り品損害費用保険金	第6号(損害保険)	
傷害入院保険金	第2号(医療保険等)	80万円
傷害通院保険金	第2号(医療保険等)	
傷害手術保険金	第2号(医療保険等)	
傷害死亡保険金	第5号(傷害死亡保険)	300万円

16. 同一被保険者の保険金引受額
- ・1人の被保険者について引受けるすべての保険の保険金額の合計額は、2,000万円（低発生率以外の全ての保険の保険金額の合計額は1,000万円）と定めています。
 - ・当社のグループ申込は、最大5名まで1度の手続きで行うことはできますが、保険契約は各々であり保険証券等も各々に対して発行されます。また保険契約時に、契約に関する補償内容、保険金請求は各々であること等についても通知も保険契約者各々に行います。
17. 一の保険契約者に関する引受ける保険金額
- 複数契約は次の要件を満たせば取り扱うことができます。
- ・1人の保険契約について、複数の被保険者が存在する保険契約の引受は行うことができます。
 - ・1人の保険契約者について引受ける下記表の保険区分に応じて保険金額は、それぞれの区分に定める金額の100倍以下にて行います。
- | 保険業法施行令上の区分 | 限度額 |
|-------------|---------|
| 死亡保険 | 300万円 |
| 医療保険等 | 80万円 |
| 重度障害保険 | 300万円 |
| 特定重度障害保険 | 300万円 |
| 傷害死亡保険 | 300万円 |
| 損害保険 | 1,000万円 |
| 低発生率保険 | 1,000万円 |
18. お客さまの個人情報の利用目的について
- 当社ではお客さまの個人情報を以下の目的のために利用させていただきます。
- ・保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持・管理・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実・その他保険に関連・付随する業務
19. 再保険について
- 当社は、お客さまの保険契約について引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。この場合、当社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供いたします。
20. 当社からのご契約確認について
- ご契約のお申込みの後、ご契約成立後、または保険金をご請求の際に、当社の担当者または当社の委託を受けた者が、お申込内容や告知内容について、ご確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
21. 保険料控除証明書類発行について
- お払いいただきました保険料は生命保険料控除又は損害保険料控除の対象ではありません。

まごころ少額短期保険株式会社
 〒244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町 87-1 ウェルストン1ビル3F
 TEL 0570-550-514 HP <https://www.magocoro-ins.com>

2025年7月改訂